

# 続・三角関係型不当利得と ドイツ民法675u条

瀧 久 範

## I はじめに

意思に基づく財産移転は、その基礎となる法律関係に瑕疵がある場合、不当利得法に基づいて巻き戻される。そして、この巻き戻しについては、財産移転の有意性から、当該財産移転はそのまま逆戻しにはされず、その基礎となる法律関係及びその他の事情（以下、「基礎事情」とする。）の影響を受けるということが一般に承認されている。そして、多数当事者関係、とくに、いわゆる三角関係型の事例（単に財産移転が連鎖する場合にはなく、独立した第三者が、少なくとも履行関係当事者の間では給付仲介者として履行関係に介入する場合）では、不当利得返還関係の当事者の決定基準、すなわち、いかなる基礎事情がどのように評価されて当事者が決定されるのかが問題となる。ドイツにおいて三角関係型の典型例とされているのが指図事例であり、これを中心にして先の問題が激しく議論されている。そして、わが国では、このドイツにおける議論を参考にして解釈論が行われ<sup>(1)</sup>ている。

---

(1) 拙稿「三角関係型不当利得における事実上の受領者の保護—『財産移転の対価関係 *Valutaverhältnis* への効果帰属』の観点から— (一)～(三・完)」法学論叢163巻4号104頁、165巻4号117頁、166巻1号146頁(2008～

現代において指図事例の中心とされているのが振込だが、ドイツでは、2007年の EU 支払サービス指令（以下、「本指令」とする。<sup>(2)</sup>）を国内法に転換すべく、その私法に関する部分につき、民法典中の1999年振込法が改正され（675c～676c 条<sup>(3)</sup>）、振込を含めた支払サービス取引は本法に服することとなった。そこでは、支払人・支払受領者間の基礎的法律関係とは無関係な、ある金額の供給、送付、払戻しを「支払処理（Zahlungsvorgang）」と呼び（675f 条 3 項 1 文<sup>(4)</sup>）、それが有効となる要件が「権限付与（Auto-

---

2009年）（以下、拙稿①とする）、および、そこで引用されている文献を参照のこと。なお、私見の要約については、拙稿「三角関係型不当利得における事実上の受領者の保護」私法74巻188頁以下（2012年）。

- (2) 2007/64/EC。本指令の概要につき、吉村昭彦・白神猛「欧州における決済サービスの新たな法的枠組み：決済サービス指令の概要」金融研究28巻1号119頁（2009年）、平田健治「EU 支払サービス指令とドイツ法—多様な支払手段の統一ルール創出の試みとその意義」阪大法学61巻2号287頁（2011年）。本指令は、その後の情報通信技術の革新に伴う支払手段等の多様化に対応すべく、2015年11月25日に改訂された（2015/2366/EC；PSD2）。もっとも、本稿と関係する本指令60条1項は、位置が変わったほかは、「遅滞なく」の文言が具体化されたにとどまること、後に紹介するドイツの議論も今のところほとんどが本指令に基づいていることから、本稿では PSD2 には立ち入らない。PSD2 の概要につき、森下哲朗「PSD2（欧州の決済サービス指令2）の概要：我が国の決済法制への示唆」金法2050号18頁（2016年）、また、部分訳につき、深川裕佳「預貯金口座に対する振込みによる弁済の効果—フランスにおける近年の議論を参考にして—（1）～（3・完）」東洋法学59巻1号199頁、2号291頁、3号177頁（2015～2016年）、とくに2号315頁以下、3号229頁以下。
- (3) 条文訳につき、平田・前掲注(2)375頁以下。紙幅の関係上、本稿と密接に関連する条文のみを訳出し、そのほかは当該文献の引用にとどめる。また、特に指定しない限り、条文はドイツ民法を指すこととする。
- (4) 675f 条 3 項：「支払処理とは、支払人と支払受領者の基礎にある法律関係と関係なく、ある金額の供給、送付、払戻しである。支払委託とは、支払人が自己の支払サービス提供者に、支払実行のために、直接または支払受領者を介して間接に与える委託である。」（訳は、平田・前掲注(2)

risierung)」に一元化された<sup>(5)</sup>(675j 条 1 項 1 文)。この「権限付与」を欠く支払処理(例:振込委託の偽造・変造,振込委託の撤回,二重実行,過払い)は、「無権限支払処理(nicht autorisierter Zahlungsvorgang)」とされ、675u 条以下がその清算を規律する。とくに、675u 条は、無権限支払処理についての支払人(支払サービス利用者,振込依頼人,指図者)の免責および支払サービス提供者<sup>(6)</sup>(銀行,被指図者)の責任について、「無権限支払処理の場合には、支払人の支払サービス提供者は、支払人に対して自己の費用償還請求権を有しない。支払サービス提供者は、支払人に対して支払金額を遅滞なく返還し、その金額が支払口座に借方記帳されたかぎり、この支払口座を、無権限支払処理による借方記帳がなければ存したであろう状態に回復する義務を負う」と定め<sup>(7)</sup>る。すなわち、支払人は自己の支払サービス提供者から契約上の責任を追及されないということが明記されたのである<sup>(8)</sup>。しかし、そのような無権限支払処理によって、(例えば、それにもかかわらず支払受領者がその支払いを保持することが認められる場合

---

377頁を参考にした。)

(5) 675j 条 1 項:「支払処理は、支払人に対しては、支払人が支払いに対して同意した場合にのみ有効である(権限付与)。同意は、事前に、または支払人とその支払サービス提供者が予め合意するかぎり、事後に与えることができる。(以下、略)」(訳は、平田・前掲注(2)238頁による。)

(6) 特に指定しない限り、支払人側の支払サービス提供者を指すこととする。

(7) 訳は、平田・前掲注(2)385頁を参考にした。

(8) 本指令中本条に対応する規定は、60条1項(無権限の支払処理に関する支払サービス提供者の責任)である。「加盟国は、無権限支払処理が行われた場合において、58条にかかわらず、支払人の支払サービス提供者が、支払人に対して無権限で行った支払処理の金額を遅滞なく返還し、適当と認められる場合には、無権限支払処理がなければ存したであろう状態に支払口座を回復することを確保する。」(訳は、平田・前掲注(2)358頁を参考にした。)

があったとして、その場合にはそれによって支払人は支払受領者に対する債務が消滅することになるので）支払人がなお利得していると評価できれば、それは法律上の原因なく取得したことになり、少なくともその範囲について不当利得法に基づき、支払人は利得を返還する義務を負うことになる。支払人がこの義務をも免れるのか、すなわち、支払受領者の保持が一切認められないのか、その結果として、支払受領者は常に支払サービス提供者の不当利得返還請求権にさらされるのかについては、条文上明らかではないため、すでに学説では激しい対立が生じている。

この問題は、指図事例に関する旧法下の判例法理が支払サービス法施行後も妥当するのかどうかという形で議論されている。旧法下の判例法理とは次のようなものである。判例は、指図が有効な場合（つまり原因関係のみに瑕疵がある場合）における利得調整を出発点とし、利得法的給付概念を用いつつ、瑕疵ある原因関係（＝給付関係）の当事者間での給付不当利得返還請求権による利得調整を原則とする<sup>(9)</sup>。すなわち、ある財産移転が誰の誰に対する給付となるのかについては給付者の目的決定によって決まり、指図が有効な場合には、被指図者の指図受領者に対する出捐は、被指図者の指図者に対する給付、および、指図者の指図受領者に対する給付となり、瑕疵の存する関係において利得調整がなされるのである。そして、指図が有効性を欠く場合を例外的な場合と位置付け、かつては個々の事案の特殊性を考慮しつつ、指図受領者の視界から、なお指図者の指図受領者に対する給付が存在するのかどうかを決することによって（受領者視界説）、直

(9) もっとも、これだけでは被指図者の指図受領者に対する非給付（侵害）不当利得返還請求権は論理的に排除されないので、侵害利得の補充性（給付受領者は、もはや給付受領物について第三者から侵害利得として返還を求められることはない）を暗黙のうちに採用しつつ、被指図者の指図受領者に対する直接請求を遮断していると考えられる。侵害利得の補充性については、藤原正則『不当利得法』（2002年、信山社）360頁以下。

接請求の可否を決していたが、今世紀に入り、受領者視界説を放棄し、与因原則（Veranlassungsprinzip）を帰責原因とする権利外観法理を適用する。すなわち、指図が有効性を欠く場合であっても、被指図者の出捐について指図者に帰責性が認められ、かつ、指図受領者が指図の有効性を信頼して受領した場合に限り、被指図者の直接請求を遮断し、指図受領者を保護するのである。<sup>(10)</sup>

筆者はかつて支払サービス法導入直後のドイツにおける議論を紹介した<sup>(11)</sup>が、いくつかの対立する下級審裁判例が続いた後、連邦通常裁判所第11民事部により旧法下の判例法理を用いない旨の判断がなされた。冒頭の問題を考えるにあたり重要だと考えられるので、本稿ではこれらを紹介し若干の分析を加える。

以下、裁判例の紹介にあたり、当事者の関係を明確にするため、訴訟当事者いかにかわらず、（表見的）支払サービス提供者をA、（表見的）支払人をB、（表見的）支払受領者をC、（表見的）支払受領者の銀行をDとし、それ以外の者をM以下で表わす。

## II 支払サービス法施行後の下級審裁判例と学説

### 1 下級審裁判例

#### (1) 裁判例の紹介

①ハノーファー地方裁判所2010年12月21日判決<sup>(12)</sup>

---

(10) 支払サービス法導入前の連邦通常裁判所の判例につき、拙稿「指図が有効性を欠く場合に関するドイツ判例法理—支払サービス法導入前における枠組みと実質—」香川大学法学会編『現代における法と政治の探求』（2012年、成文堂）135頁、とくに152頁以下（以下、拙稿②とする）。

(11) 拙稿「三角関係型不当利得とドイツ民法675u条」田井義信編『民法学の現在と近未来』（2012年、日本評論社）215頁（以下、拙稿③とする）。

(12) LG Hannover, Urt. v. 21.12.2010 - 18 O 166/10, ZIP 2011, 1406.

Bは自己の債権者Cとの間で、2009年10月1日時点で債務は約4万ユーロであり、その日以降1日あたり約9ユーロの遅延利息を支払う旨の和解をした。さらに、2010年1月31日までにBがCに対して2万ユーロを支払えば債務全額が消滅する旨も合意した。同年1月28日、BはA銀行に対してCへの2万ユーロの振込を依頼したが、口座の残高不足のため実行されなかった。Bは2月1日にAの支店を訪れ、先の振込の停止を依頼したうえで、Cへの2万ユーロの緊急振込（Eilüberweisung）を依頼した。2月3日、Aは先の振込の停止を看過してBからCへの2万ユーロの振込を2回行った。Cは振込金額全額について受領する権限があると主張して1回分の返還を拒絶したので、BはAに対して先の振込金の返還を求めた。

裁判所は、新法との関係について、675u条は、全ての無権限支払処理についてその訂正を定めており、この特別法上の規律の法律効果が一般不当利得法の適用により制限される理由はないこと、および、撤回につき善意の受領者を保護し、支払サービス提供者の支払人に対する不当利得返還請求権を認めることは、無権限支払処理から支払人を保護するという675u条の規律目的に反することから、本条との価値評価矛盾を回避するため、無権限支払処理はその原因を問わず支払人に帰責することは一切できず、支払人の支払受領者に対する給付も認められないことを述べて、旧法下の判例法理がもはや妥当しないとして、Bの訴えを認容した。<sup>(13)</sup>

(13) なお、裁判所は、本件はAの過誤による振込の二重実行のケースでもあり、これまでの判例法理によってもAのBに対する不当利得返還請求権は認められないと述べた。さらに、本件を、同日中に「和解」を使用目的とする振込が2回行われていることから、銀行に過誤があることをCは認識できた場合であるとして、撤回看過事例と解したうえで、旧法下の判例法理によってもCは保護に値しないとした。

②ハンブルク＝ハールブルク区裁判所2013年4月24日判決<sup>(14)</sup>

BはA銀行に口座を保有していたが、当時の夫Mに口座代理権を付与していた。BはMとの離婚後の2008年11月10日に、Aに対して書面によりMの口座代理権の撤回を通知した。しかし、AはMのオンラインアクセスを停止していなかった。Mは、被告C1を共同経営者の1人とする民法上の組合の形式をとった弁護士集団C2に対して報酬債務を負っていたので、これを弁済すべく、2010年2月8日に、まだ利用できていたオンラインアクセスを通じてBの口座からC2への振込を行った。AがC2に対して振込金の返還を求めたところ、C2は振込金と報酬債権の差額のみを返還したので、Aは、C2の人的責任を負うC1に対して、不当利得に基づき残額の返還を求めた。

裁判所は、新法との関係について、675u条1文は「費用償還」と規定しており、文言上不当利得返還請求権を包摂していないこと、同条の立法理由も利得法上の求償権を排除することについて何ら述べていないこと、本指令86条に基づく完全調和原則は補償関係（支払人・支払サービス提供者間）に制限されること、そのような限定された規範は支払受領者の信頼保護を縮減することについて何ももたらしていないこと、本件においてBが取得したものはMに対する不当利得返還請求権のみであり、AがBに対してその譲渡を請求できるのみであるから、給付関係内部での巻戻しを認めてもBの利益は害されないこと、支払受領者の信頼保護は利得消滅の抗弁<sup>(15)</sup>（818条3項）のみによっては不十分であることを述べて、旧法

---

(14) AG Hamburg-Harburg, Urt. v. 24.04.2013 - 642 C 2/13, ZIP 2013, 1517.

(15) 818条第3項：「受領者は、利得が現存していない限度において、返還又は価額賠償の義務を免れる。」（訳は、椿寿夫＝右近健男編『注釈ドイツ不当利得・不法行為法』（1990年）32頁〈赤松秀岳〉による。）

下の判例法理を引き続き用いることができるとする。もっとも、裁判所は受領者視界説に依拠し、C2の視界から、本件振込はMのためにするBの第三者弁済(267条)とみるべきであるとして、Aの訴えを棄却した。

③ボン地方裁判所2013年6月25日判決<sup>(16)</sup>

BはCとの間で、ある物件の一部所有権(Teileigentum)の売買契約を締結した。これはBが産婦人科医院を開くためにすでにCから借りているものであった。本件売買契約においては瑕疵担保責任を免責する特約が付されていた。地下駐車場の一区画を利用する権利も売買の対象となっていたが、これにつき当事者間で不一致があった。Bは、2012年6月12日に、自己の口座を保有するA銀行に対して、売買代金19万5千ユーロCに振り込むよう依頼していたが、その2日後に、金額を18万5千ユーロにするようAに依頼した。売買契約書には、「駐車区画の買い取りがなかった場合には1万ユーロの減額を求めます。」との記載があった。同年6月18日、AはCに対して19万5千ユーロを振り込んだ。BがAに対して過払い分について異議を述べたので、AはBにこれを返還し、Cに対してその返還を求めた。

裁判所は、新法との関係について、本指令はもっぱら補償関係における契約上の請求権のみを対象とし、不当利得返還請求権のような法定債権は問題としていないこと、撤回された民法上の指図や停止された小切手に基づく支払いのような事例群と矛盾することを回避し、675y条[支払委託の不実行または過誤の場合の支払サービス提供者の責任；調査義務]<sup>(18)</sup>の適

(16) LG Bonn 3. Zivilkammer, Urt. v. 25.06.2013 - 3 O 31/13, (NV - jurisonline)

(17) 本指令考慮理由(47)。

用領域において不公平な結果が生じることを回避するために利得法上の請求権が引き続き適用可能でなければならないこと、このように解しても、支払サービス提供者の費用償還請求権は原則として排除されるので675u条の値が損なわれるわけではないことを述べて、旧法下の判例法理を引き続き用いることができるとする。そのうえで、過払い事例に対する先例<sup>(19)</sup>を引用しつつ、Cは過払い部分に対するBの委託がなかったことを知らず、かつ、<sup>(20)</sup>知ることができなかつたとして、Aの訴えを棄却した。

④ショルンドルフ区裁判所2014年5月8日判決<sup>(21)</sup>

BはCに対するある報酬債務について、2012年8月23日に、自己の口座を保有するA銀行に対して、約316ユーロをD銀行にあるCの口座へ振込むよう依頼した。Bは、振込用紙に使用目的として「報酬…（筆者注：伏字）」と記載していた。これに対して、Aは、誤って指定額の10倍の振込を実行してしまった。AはBに過払い分を返還し、Cに対してその返還を求めた。他方、Cは、振込当時、Bに対して約6600ユーロの別の報酬債権を有していたので、Bの振込はこの債権に対するものであるとして、返還を拒んだ。

裁判所は、新法との関係について、旧法下の与因原則に基づく細分化は想定されておらず、過払い振込も無権限支払処理であること、支払サービス提供者の支払人に対する給付不当利得返還請求権を認めてしまうと、

---

(18) 条文訳は、平田・前掲注(2)387頁以下。

(19) BGH Urt. v. 29.04.2008 - XI ZR 371/07, BGHZ 176, 234. 内容については、拙稿④150頁以下。

(20) その後、Aはケルン高等裁判所に控訴したようであるが、詳細は明らかではない。

(21) AG Schorndorf, Urt. v. 08.05.2014 - 6 C 17/14, WM 2015, 1239.

675u 条 2 文に基づく支払人の返還請求権に対する抗弁 (dolo agit 抗弁) をも認めることになってしまい、同請求権が無意味になってしまうこと、一定の場合に支払受領者を保護することにより取引保護を考慮することは、どの範囲で過払いとなり、どの範囲で支払受領者が支払人に対して (抗弁の附着していない、満期の) 債権を有しているのかという偶然に左右されることになるので、法的安定性を害すること、誤った二重実行の場合と異ならず、旧法下の判例法理では事態適合的な解決が得られないことから、旧法下の判例法理はもはや妥当せず、解決の簡素化・統一化、法的安定性の回復を理由に、812条 1 項 1 文第 2 項目<sup>(22)</sup>に基づく支払サービス提供者の支払受領者に対する直接請求を統一的に認めるべきであると判断した。

なお、裁判所は、仮に旧法下の判例法理によったとしても、C は B に対して振込金額の10分の1の債権と、振込金額より相当高額の債権を有しており、実際 C は、帳簿上振込金を両債権に振り分けて記録していたことから、通常の注意を払えば過払い振込であったことを認識できたはずであるので、いずれにせよ A の C に対する直接請求が認められる事案であったとする。<sup>(23)</sup>

⑤ベルリン地方裁判所2014年12月16日判決<sup>(24)</sup>

B は C に対する賃料債務について、自己の口座を保有する A 銀行に対

(22) 812条 1 項 1 文：「法律上の原因なく他人の給付又はその他の方法によってその他人の損失によりあるものを取得する者は、その他人に対して返還義務を負う。」(訳は、椿=右近編・前掲注(15)7頁<右近健男>による。)

(23) 本件は、③判決で引用された BGHZ 176, 234 ではなく、BGH Urt. v. 25.09.1986 - VII ZR 349/85, BGH WM 1986, 1381 と同様であるとする。この判決の内容については、拙稿④頁145以下。

(24) LG Berlin 10. Zivilkammer, Urt. v. 16.12.2014 -10 S 8/14, WM 2015, 376.

して、毎月360ユーロを振込むとの継続委託を行っていた。Bは、Cに対して賃料の減額を求めていることもあって、2012年11月27日、この継続委託を撤回したが、Aが同年12月10日に振込を実行した。BがAに対して360ユーロの返還を求めたところ、AはBに対して同額の不当利得返還請求権を有しており、これと相殺すると主張した。第1審は、Bの請求権は675u条2文に基づき発生しているのに対し、Aの不当利得返還請求権は認められず、旧法下の判例法理はもはや妥当しないこと、675j条の文言からして無権限の支払いを支払人の給付とみなすことはできないことから、Bの訴えを認容した。これに対しAが控訴した。

裁判所は、新法との関係について、675u条以下が無権限支払処理についての責任に関して排他的に規律しており、不当利得返還請求権の余地がないこと、本指令の目的はヨーロッパ域内における支払サービスを簡素化・統一化することであり、675u条（本指令60条）は支払処理が無権限となった原因を区別していないこと、また、同条は表見的支払人の法的地位を強化し、誤った支払処理の清算から排除することが立法者の価値判断であること、権限付与にとって重要なことは、支払人が支払いによって対価関係（支払人・支払受領者間）における債務を免責されるかどうかではなく、支払処理時点における支払人の意思であり、支払人の継続委託を撤回するという決断は支払受領者の信頼よりも重要であること、支払サービス提供者の支払人に対する不当利得返還請求権を認めてしまうと無権限支払処理から生じるリスクを支払人に転嫁してしまうことになり、完全調和原則に合致しないことを述べて、旧法下の判例法理がもはや妥当しないとして、Aの控訴を棄却した。

## (2) 整理

### (2.1) 旧法下の判例法理の妥当性

無権限支払処理が行われた場合における清算に関して、旧法下の判例法理が新法でも妥当すると解するのが②③判決、もはや妥当しないと解するのが①④⑤判決である。いずれの裁判所も、自身の与する立場の学説を多く引用し、詳細な理由付けを行っている。

### (2.2) 訴訟当事者

訴訟当事者に関して、①⑤判決が、支払人の支払サービス提供者に対する請求であり、②③④判決が支払サービス提供者の支払受領者に対する請求である。

### (2.3) 支払サービス提供者の支払人への償還の有無

支払サービス提供者が無権限支払処理により支払人の口座から引き落とした金額に関して、②③④判決では支払サービス提供者がすでに支払人に償還しているのに対し、①⑤判決ではまだ償還していない。とくに、⑤判決では、支払サービス提供者は、支払人の自己に対する償還請求権に対し、自己の不当利得返還請求権で相殺しようとしている。

### (2.4) 支払処理が無権限となっている原因

各事件における振込委託の瑕疵の態様は、旧法下の判例法理に従って分類すると、①判決（二重実行<sup>(25)</sup>）および②判決（口座代理権の撤回）が支払人に帰責できない瑕疵、③④判決（過払い<sup>(26)</sup>（一部撤回とも評価できる））

---

(25) 支払サービス法施行後に下されたものであるが、旧法下における判例として、BGH Urt. v. 01.06.2010 - XI ZR 389/09, BGH WM 2010, 1218. 内容は、拙稿③222頁以下。

および⑤判決（継続委託の撤回<sup>(27)</sup>）が支払人に帰責できる瑕疵となる。

### (2.5) 支払受領者の支払人に対する、無権限支払処理に対応する債権の 存否

支払受領者の支払人に対する、無権限支払処理に対応する債権の存否に  
関して、②④判決では債権が存在していたのに対し、①③⑤判決では存在  
していない。

### (2.6) 小括

以上の整理から明らかなように、支払サービス法施行後の下級審裁判例  
から何らかの方向性を見出すことは困難である。

## 2 ⑥判決までの学説の動向

旧法下の判例法理が新法でも妥当するかについて、新法施行後から現在  
に至るまで激しい論争が続いている<sup>(28)</sup>。上述のように、いずれの裁判所も、  
判決理由において自身の与する立場の学説を詳細に引用しており、すでに  
指摘しているところであるが、(1) 675u 条の適用対象、(2) 利害関係人  
の保護の観点から改めて整理する。

---

(26) 旧法下における判例として、BGH Urt. v. 25.09.1986 - VII ZR 349/85,  
BGH WM 1986, 1381. 内容は、拙稿②145頁以下。また、本指令公布後に  
下されたものであるが、BGH Urt. v. 29.04.2008 - XI ZR 371/07, BGHZ 176,  
234. 内容は、拙稿②150頁以下。

(27) 旧法下における判例として、BGH Urt. v. 19.01.1984 - VII ZR 110/83,  
BGHZ 89, 376. 内容は、拙稿②143頁以下。

(28) 新法直後の学説の動向について、拙稿③218頁以下。

(1) 675u 条の適用対象

肯定説は、条文上、支払サービス提供者・支払人間の補償関係のみを対象とし、無権限支払処理において制限される支払サービス提供者の権利を「費用償還請求権」と規定しており、不当利得返還請求権を包摂していないこと<sup>(29)</sup>、本指令も支払サービス提供者・支払人間の契約上の義務および責任のみに関係すべきとしていることから、補償関係における契約上の請求権（大きく見積もっても、その裏返しである給付不当利得返還請求権）のみを対象としているにすぎないと主張する。したがって、支払サービス提供者・支払受領者間の法律関係、補償関係における不当利得関係については、同条は未決定のままであると解することになる。

これに対して、否定説は、本改正の目的は、ヨーロッパ域内においてテーマを統一し、現金を用いない支払取引に関する法を簡素化し、その調和を図ることであり、そのためには条文通り無権限支払処理を細分化せず、675u 条のみによって規律されると解すべきであると主張する。このことを、675z 条 1 項の定める完結性に求める立場もあるが<sup>(31)</sup>、他の規律から導く立場もある。例えば、支払人により提示された瑕疵ある顧客標識（Kundenkennung）に対応して支払処理が実行された場合には、支払人は

(29) Arndt Kiehle, Fehlüberweisungen und Bereicherungsausgleich nach der Zahlungsdiensterichtlinie, JURA 2012, 895, 900.

(30) 本指令考慮理由(42)。Stefan Grundmann, Das neue Recht des Zahlungsverkehr Teil I, WM 2009, 1109; Lukas Rademacher, §675u BGB: Einschränkung des Verkehrsschutzes im Überweisungsrecht?, NJW 2011, 2169, 2071.

(31) 675z 条：「675u 条および675y 条は、そこで規定されている、支払サービス利用者の請求権に関しては完結的である。〈以下、略〉」（訳は、平田・前掲注(2)388頁を参考にした。)

(32) Detlev Belling/Johannes Belling, Zahlungsdiensterecht und Bereicherungsausgleich bei nicht autorisierten Zahlungsvorgängen, JZ 2010, 708, 709ff.

支払サービス提供者に対して返還請求権を有しない（675y 条第 3 項）の  
に対し、支払サービス提供者は支払処理の実行に際し、実行期限の点にお  
いて厳格な責任を負う（675s 条第 1 項：[支払いの実行期限]<sup>(33)</sup>）ことを挙  
げ、このことから新法は明確にリスク分配をしており、無権限支払処理が  
提供者のリスク領域に割り当てられているとして、それに反する支払サー  
ビス提供者の支払人に対する不当利得返還請求権を否定する。<sup>(34)</sup>

また、本指令の目的は、ヨーロッパ域内における支払サービス法を簡素  
化・統一化にあるところ、加盟国内の支払取引関係者に対して、指図が有  
効性を欠く場合に関する、複雑かつ矛盾を孕むドイツ不当利得法の解釈論  
に習熟することは期待できないとする。<sup>(35)</sup>

## (2) 利害関係人の保護

肯定説は、支払受領者の信頼保護ひいては取引安全を第一に考える。す  
なわち、本指令もドイツ民法の立法者も、本改正によって受領者の地位を  
弱める意図はなく、とくにドイツでは判例上長らく指図撤回看過事例にお  
いて受領者を保護してきており、仮に立法者がこれに変更を加える意図で  
あれば、その決断を法律上明らかにし、立法資料において詳細に説明する  
ことが期待されるがそのような言及がないことを指摘する。<sup>(37)</sup>

他方、支払受領者の信頼が保護され支払サービス提供者の直接請求が遮

---

(33) 条文訳は、平田・前掲注(2)384頁以下。

(34) Jan-Dirk Winkelhaus, Der Bereicherungsausgleich im Lichte des neuen Zahlungsdiensterechtes, BKR 2010, 441, 448.

(35) Belling/Belling, aaO (anm. 32), JZ 2010, 709.

(36) BGH Urt. v. 18.10.1973 VII ZR 8/73, BGHZ 61, 289; BGH Urt. v. 05.09.1983 - II ZR 241/82, BGHZ 87, 246; BGHZ 89, 376. 内容は、拙稿③ 137頁以下, 141頁以下, 143頁以下。

(37) Rademacher, aaO (anm. 30), NJW 2011, 2171.

断される場合、支払サービス提供者の支払人に対する不当利得返還請求権が生じることになるが、その内容は、対価関係が有効であれば求償利得、他方で、無効または存在しなければ支払人の支払受領者に対する給付不当利得返還請求権となり、支払人はこれを支払サービス提供者に譲渡すればよいので、いずれにせよ不当ではないと述べる。とくに、⑤判決のように、支払サービス提供者が無権限支払処理により支払人の口座から引き落としした金額を償還せずして、自己の不当利得返還請求権と相殺しようとすることは、675u条の趣旨に反することになるが、これについては、そのような相殺を認めず、支払サービス提供者は支払人に先に償還してからでないと自己の不当利得返還請求権を行使できないとすれば足りるという主張もある。<sup>(38)</sup>

そして、後者の場合、支払サービス提供者に支払人および支払受領者の抗弁リスク・倒産リスク<sup>(39)</sup>が累積することになるが、支払サービス提供者の過誤を発端とすることがもっぱらであるためやむを得ないと考える。

これに対して、否定説は、まずもって支払人を利得調整の問題に関わらせないことによって保護しようとする。すなわち、表見的支払人の法的地位を強化し、支払受領者の信頼よりも保護することが675u条（本指令60条）に関する立法者の価値判断であると主張する。<sup>(40)</sup>支払サービス提供者の支払受領者に対する直接請求が常に認められることについては、受領者は818条3項により十分保護されていると考える。<sup>(41)</sup>

(38) Christiane Wendehorst, in: Heinz Georg Bamberger/Herbert Roth (hrsgs.), Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, 2. Bd., 3. Aufl. (2012, C. H. Beck), § 812 Rn. 229c.

(39) 抗弁リスク・倒産リスクにつき、拙稿①163号111頁以下。

(40) Matthias Casper, in: Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, Bd. 5/III., 6. Aufl. (2013, C. H. Beck), § 675u BGB Rn. 21ff.

(41) Belling/Belling, aaO (anm. 32), JZ 2010, 710. これに対しては、反対説

## Ⅲ 連邦通常裁判所の2判決

## 1 判決の紹介

⑥連邦通常裁判所第11民事部2015年6月2日判決<sup>(42)</sup>

BはA銀行に口座を保有していたが、2004年11月18日以降、夫Cに口座代理権（Kontovollmacht）を付与していた。2012年10月18日、BはAに対してこの口座代理権を撤回したが、Aの過誤によりこの撤回は銀行システムに登録されなかった。同年12月4日、Cは自己の代理権が撤回されたことを知らずに、窓口で900ユーロの払い戻しを受けた。同日中にBがAに対してこれについて異議を述べたのに対し、Aは同額の貸方記帳を行ったうえで、Cに対して払戻金の返還を求めた。第1審はAの訴えを棄却した。原審は、口座代理権の撤回の場合の処理は指図の撤回の場合と異ならないとしたうえで、新法下では無権限で現金が払い戻された場合には、支払サービス提供者は812条1項1文第2項目に基づき支払受領者に対して請求権を有する、支払人を無権限支払処理に一切関わらせないという675u条の立法者意思は、利得調整の枠内においても顧慮することができ、無権限支払処理の全ての場合に支払サービス提供者の支払受領者に対する直接請求が認められるとして、Aの請求を認めた。これに対しCが上告した。

第11民事部は、AのCに対する第1次的な直接請求を認める原審の結<sup>(43)</sup>

---

から、受取口座の残高がわずかになっている場合に限り、他の財産による出費の節約なく当該金額を消費したといえるのであり、このようにして信頼保護を信頼した者の資産状況にかからしめてはならないとの批判がある（Rademacher, aaO (anm. 30), NJW 2011, 2170f.）。

(42) BGH Urt. v. 02.06.2015 - XI ZR 327/14, BGHZ 205, 334.

(43) 裁判において、Cは、払戻金をズボンのポケットに入れていたが翌日

論は妥当であるが、その理由付けは維持できないとする。すなわち、旧法下の判例によれば、有効な指図を欠き、これを指図者に帰責できない場合には、受領者が出捐時に指図が欠けていたことについて認識があったかどうかにかかわらず、被指図者が受領者に対して812条1項1文第2項目に基づき返還請求権を有する。本件でも、口座代理権によりCは本件口座から個々の支払処理を実行する権限を付与されていたが、本件支払委託の前に口座代理権が有効に撤回されていたのだから、本件支払処理は675j条1項により要求される支払人の権限付与が初めから欠けていたのである。口座代理権は、振込委託や継続委託と異なり、個別具体的な支払処理との関連性を示すものではなく、特定の義務を履行するという目的決定を含まない。したがって、無関係の支払処理を自身の給付として口座保有者に帰責するような誘因は存在しない。また、銀行は、267条の意味での第三者として支払っているのではなく、口座保有者の表見的に有効な支払委託に関連付けて支払っているため、銀行と支払受領者との間における非給付利得による利得調整が行われるべきである。銀行には顧客に対する費用償還請求権が認められないので(675u条1項)、支払受領者は銀行の損失で「その他の方法により」利得している。支払受領者は、対価関係において実際に債務が存在しているのかどうか、有効な支払委託が欠けていることを知っているのかどうかにかかわらず、非給付不当利得返還請求権にさらされる。口座代理権の撤回後に行われた無権限支払処理は、支払人の給付としてこの者に帰責することはできない。以上より、本件では旧法下の判

---

なくなっていた、当日の夜にBが自己の部屋に立ち入り持ち去った、また、CはBに対して同額について家政の費用(Haushaltsgeld)として支払う義務を負っていたとして、利得の消滅をも主張していた。これに対し、原審は、最後の点をとらえて、いわゆる出費の節約があったとして、818条3項の適用を認めなかった。第11民事部は、この点につき審理が不十分であるとして差し戻した。

例法理が妥当するのかどうかを判断する必要なく、A の C に対する直接請求が認められるとした。

⑦連邦通常裁判所第11民事部2015年6月2日判決<sup>(44)</sup>

B は、ソーラーシステムの設置に関して、C が所有する M 会社との委託関係に基づき、売上税19%を含めた11900ユーロの手数料支払義務を負った。B はこれを弁済すべく、2011年12月8日に、自己の口座を保有する A 銀行に対して、D 銀行にある M の口座へ5千ユーロを振込む委託を行った。A は同日振込を実行したが、D 銀行の口座名義人は M ではなく C であったため、振込は失敗した。同年12月11日、A の行員が電話で B にその旨を告げ、そこで振込を中止し、B 自らオンラインで振込むことに合意した。B は5千ユーロを N 銀行にある C の口座へオンラインで振り込んだ。翌12日、C が A の別の行員に振込に関して問い合わせ、口座名義人が M ではなく C と登録されていることを指摘した。これを受けて、この行員が同日中に D 銀行にある C の口座へ5千ユーロの振込を実行した。B が本件手数料義務の満期について異議を唱えたので、A は B の口座に5千ユーロの戻り記帳を行い、C に対して振込金の返還を求めた。原審は、AB 間の委託撤回の合意は675p 条4項1文に基づき有効であるとしたうえで、旧法下の判例はもはや関係がないこと、675u 条は無権限支払処理の場合にこれを支払人に帰責できる場合であっても支払サービス提供者に対する償還請求権を強行的に有しており、支払サービス提供者の支払人に対する不当利得返還請求権を認めてしまうと、同条が無意味なものになってしまうことを理由に、支払サービス提供者の支払受領者に対する812条1項1文第2項目に基づく請求権を認め、A の訴えを認容した。これに対し

---

(44) BGH Urt. v. 16.06.2015 - XI ZR 243/13, BGHZ 205, 378.

Cが上告した。

続・三角関係型不当利得とドイツ民法六七五リ条

第11民事部は、本件撤回の合意を675p条〔支払委託の撤回不可<sup>(45)</sup>〕ではなく私的自治の枠内で有効と解するほかは、原審の判断を是認した。すなわち、本件の記帳訂正の合意は、委託の撤回や過払い振込の場合と同様、権利外観法理によって例外的に支払受領者が保護されうる場合と位置付けたうえで、旧法下の判例法理、および、それが新法下でも妥当するかどうかの議論の概要を論じたうえで、妥当しないことを明言する。新法の中心は、支払処理の権限付与を定める675j条である。この権限付与がなければ支払サービス提供者の支払人に対する費用償還請求権は認められず、支払サービス提供者は遅滞なく支払金額を返還しなければならない（675u条1文、2文）。両条によって、いわゆる「誘因事例（Veranlassungsfall）」において価値評価基準たる支払受領者の視界から訣別される。決定的なことは、制定法が、支払サービス提供者に有利となるかつての法状況に対して、借方記帳の有効性すなわち支払人の権限付与の有効性について、変更可能性を非常に制限した帰責基準を導入したということであり、このことは、価値評価に従った考察の枠内において、利得法においても強調されることである。675c条以下の適用領域にある支払処理は、支払人の権限付与がなければ、支払受領者が無権限を知っていたかどうか、支払処理が受領者視界からどのように表されるかにかかわらず、給付として支払人に帰責されない。対価関係における支払人の弁済決定もないので、そのような支払処理に履行の効果も生じないし、支払サービス提供者の支払人に対する給付ともみなされない。そして、給付関係が存在しないとして、AのCに対する直接請求を認めた。

---

(45) 条文訳は、平田・前掲注(2)377頁。

## 2 学説の反応

それまで肯定説を主張していた論者の数人は、これらの判決を踏まえて、<sup>(46)</sup> 否定説に立場を変えたものの、<sup>(47)</sup> 依然として肯定説も根強く主張されている。<sup>(48)</sup> 内容については、上述の学説の整理を超えるものではないため省略する。

## IV まとめ

以上のとおり、支払サービス法施行後、無権限支払処理における清算に関して、旧法下の判例法理が妥当するののかという問題について、下級審の判断が揺らぐ中、連邦通常裁判所は、⑦判決において、旧法下なら支払処理が無権限であることにつき善意の支払受領者が保護され、支払サービス

---

(46) 例えば、Thomas Krüger/Martin Tonner, Bankrecht, 2. Aufl. (2016, Nomos), § 13 Rn. 54; Dirk Looschelders, Schuldrecht Besonderer Teil, 12. Aufl. (2017, Vahlen), Rn. 1154a.

(47) 例えば、Dieter Reuter, in: Dieter Reuter/Michael Martinek, Ungerechtfertigte Bereicherung, 2. Bd., 2. Aufl. (2016, Mohr), S. 80ff.

⑥判決について、Sebastian Omlor, Anmerkung zum BGHZ 205, 334, LMK 2015, 373403 は、旧法下の判例法理が妥当することを前提に、本件においても、口座代理権の撤回も C ではなく B のリスク領域にあること、口座代理権はおよそその後の個々の振込委託を基礎付けるものであり、個々の振込委託よりも支払人の帰責に寄与するものであるとして、支払サービス提供者の支払受領者に対する直接請求を否定する。

⑦判決について、振込委託撤回看過事例においても支払サービス提供者の支払いを支払人に帰責できないとして、旧法下の判例法理を維持したまま支払サービス提供者の支払受領者に対する直接請求を認めるべきとする見解として、例えば、Nils Jansen, Anmerkung zum BGHZ 205, 378, JZ 2015, 952; Franz Schnauder, Die Sonderrechtsprechung zum Bereicherungsausgleich im neuen Zahlungsdienstrecht, JZ 2016, 603.

(48) 引き続き否定説を主張するものとして、例えば、Matthias Casper, in: Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, Bd. 5/III., 7. Aufl. (2017, C. H. Beck), § 675u BGB Rn. 29ff.; Jan-Dirk Winkelhaus, Anmerkung zum BGHZ 205, 378, jurisPR-BKR 8/2016 Anm. 1.

提供者の支払受領者に不当利得返還請求権が遮断されるところ、これを明確に否定した。このことは、三角関係型不当利得の当事者決定問題について、異なる観点から2つの意義を有すると考えられる。

まず、旧法下における議論は他の三角関係型の事例群をも考慮しつつ行われていることから、<sup>(49)</sup>⑦判決により、現代的取引における三角関係型の典型といえる支払サービス取引をそこから切り離して、675u条ひいては支払サービス法という特別法によって修正したことは、議論の枠組みを大きく変えかねないものといえる。なぜなら、多くの論者が指図事例ひいては振込取引を議論の出発点におき、統一的な視点を構築したうえで、他の三角関係型の事例群につきこれとの偏差で解決を図っているからである。今後もお指図事例を議論の出発点とするのか、あるいは、他の事例群から出発するのか、そもそも統一的な視点を構築を放棄し、事例群ごとに個別の解決を図っていくのか。とくにこの問題に取り組んでいる研究者の多くが⑥判決を含め旧法下の判例法理との断絶に批判的であることが、事の深刻さを物語っているように思われる。<sup>(50)</sup>

他方で、旧法下の判例法理との断絶に至った原因の1つに、その基準の複雑さ、結論に対する疑義があることに間違いはない。とくに、与因原則を帰責原因とする権利外観法理によって、支払サービス提供者の支払受領者に対する出捐を支払人の給付としてこの者に帰責するという理論は、次

(49) 拙稿①165巻4号118頁以下、125頁以下。

(50) 例えば、Chris Thomale, *Leistung als Freiheit* (2012, Mohr Siebeck), S. 318ff.; Dieter Schwab, in: *Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch*, Bd. 6., 6. Aufl. (2013, C. H. Beck), § 812 BGB Rn. 123ff.; Wendehorst, aaO (anm. 38), Rn. 229a ff.; Reuter, aaO (anm. 47), S. 80ff. また、Arndt Kiehle, Anmerkung zum BGHZ 205, 378, NJW 2015, 3095f. は、権利外観法理に問題があるなら、675u条以外の指図事例でも問題となるが、受領者の信頼保護を一切放棄することはできないと述べる。

の2点に問題がある。第1に、与因原則を帰責原因としていることから、どのような場合に出捐が支払人に帰責されるのが不明確であり、予測可能性を欠く。第2に、権利外観法理によって支払人の支払受領者に対する給付の存否で解決するため、支払受領者が受領したものを保持することにつき対価関係において実質的な根拠は要求されず、それゆえに、対価関係が有効でなければ支払サービス提供者の返還請求の内容は、支払人の支払受領者に対する給付不当利得返還請求権となるが、これにより支払サービス提供者に支払人および支払受領者の抗弁リスク・倒産リスクが累積してしまう（不当利得返還請求権の不当利得返還請求権）。しかし、善意の支払受領者は、たしかに対価関係の清算として支払人に対する抗弁を保持できるが、他方で、権利外観法理を用いることを否定し支払サービス提供者の直接請求を受ける場合には認められるはずの利得消滅の抗弁（818条3項）を原則として主張できなくなってしまうのである。また、この場合、支払サービス提供者に支払人および支払受領者の抗弁リスク・倒産リスクが累積してしまう。支払人が破産した場合、支払人の破産財団は支払受領者に対する給付不当利得返還請求権を有するのに対して、支払サービス提供者は破産債権を取得するにすぎない。その結果、権利外観法理によって不利益を受けるのは、支払サービス提供者の支払いについて帰責される支払人ではなく、675u条2文によりまずは支払人の口座から引き落とした金額を返還しなければならぬ<sup>(51)</sup>、自己の財産を抛出した支払サービス提供者なのである。

---

(51) Eberhard v. Olshausen, Der Rechtsschein im Dreipersonenverhältnis oder: Die Verdunkelung der Rechtsscheinlehre bei ihrer Anwendung auf Konditionen in Dreipersonenverhältnissen, in: Ulrich Wackerbarth/Thomas Vormbaum/Hans-Peter Marutschke (Hrsg.), Festschrift für Ulrich Eisenhardt zum 70. Geburtstag (2007), S. 277, 293ff. は、旧法下において、指図が有効性を欠く場合すべてについて、被指図者の指図受領者に対する

現在のドイツにおける三角関係型不当利得論は、妥当な帰責原因の探求に力点が置かれているが、（もちろん補完的ではあるが）権利外観法理に基づく給付関係の決定それ自体に対する批判的分析が滞っているように見受けられる。<sup>(52)</sup>⑦判決の受容を含めたドイツ国内の議論だけでなく、他のヨーロッパ諸国の議論の分析も必要である。

---

直接請求のみを認める。

他方で、本指令は、支払人のみを一時的に保護することを目的とはしておらず、支払受領者の信頼を保護することにより、支払取引の安定化を図り、もってその促進を図ることを目的としていることを指摘するのは、Henrikje-Sophie Budde, *Das Vertragsrecht und der Zahlungsdienste* (2016, Duncker & Humblot), 181f.

(52) 拙稿①166巻1号147頁以下。ちなみに、私見の主張する第三者弁済説によると、わが国の旧法下では、利害関係のない第三者による、債務者の意思に反する第三者弁済は弁済の効果を発生させないとする474条2項との整合性に問題があった。また、仮に弁済の効果が発生すると解しても、支払受領者の主観が問題とならないため、支払処理が無権限であったことを認識していた支払受領者も保護される余地があり、誤振込であることを知りながら、その情を秘して払戻しを請求した預金者が預金の払戻しを受けた場合には詐欺罪が成立するとの判例（最判平成15年3月12日刑集57巻3号322頁）と抵触するおそれがあった。しかし、新法により、債務者の意思に反する利害関係のない第三者による第三者弁済も、債権者が債務者の意思に反することを知らない場合にはその効果が発生することとなったので、（立法者が意図していたわけではないが）上記の問題点は克服されたといえる。

新法474条2項：「弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。」

# Zur Auswirkung des § 675u BGB auf dem Bereicherungsausgleich im Dreieckverhältnis

論

Hisanori TAKI

説

Die willentliche Vermögensverschiebung wird mit dem Bereicherungsrecht rückabwickelt, wenn es einen Mangel für das zugrunde liegende Rechtsverhältnis gibt. Die Rückabwicklung erfolgt nicht im ursprünglichen Zustand, aber wird sie, wie man das zustimmt, von die zugrunde liegenden Umstände beeinflusst. Im Mehrpersonenverhältnis, insbesondere im sogenannte Dreieckverhältnis kommt es in Frage, wer Bereicherungsschuldner und –Gläubiger ist. Welche Umstände sein dem Problem maßgeblich, und wie sein die Umstände gewertet? Dieser Artikel untersucht das Problem um Anhaltspunkt der jüngsten Rechtsprechungen von die Konditionssperre durch § 675u BGB, ob § 675u BGB die bisherige bereicherungsrechtliche Lösung von Anweisungsfällen im Zahlungsdiensteverkehr beeinflusst.